

施設内における集団感染等発生時の報告・公表の基準

京 都 府

〔 9 健 対 第 3 7 6 号 〕
平成 2 9 年 3 月 3 1 日
〔一部改正 平成 3 1 年 4 月 1 2 日〕

1 目的

施設内で感染症による集団感染等が発生した場合の発生施設において、早期にその事実を明らかにし、施設利用者等に対して感染拡大防止のための注意喚起や予防行動の徹底を呼びかけることが感染症対策の観点からも極めて重要である。

また、発生施設にとっては、施設利用者等の不安解消のほか、不正確な情報による風評被害を未然に防止し、できるだけ早期に正確な情報を府民に提供することで施設への信頼に繋がることを期待される。

これらのことを踏まえ、施設内における集団感染等が発生した場合の報告・公表に関する基本的な考え方を整理し、報告・公表の基準を定める。

2 施設から保健所への報告の基準

施設内で感染症による集団感染等が発生した場合の施設から保健所への報告の基準は、次のとおりとする。

施設の種類	報告の基準（次のいずれかに該当）	参考法令等
介護施設 福祉施設 〔 保育所等通所 施設を含む。 〕	1 同一の感染症（疑いを含む）に死亡者、又は重篤な患者が 1 週間以内に 2 名以上発生した場合 2 同一の感染症の患者（疑いを含む）が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 3 1 及び 2 に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合	○ 厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成 18 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 268 号） ○ 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省健康局長等通知）
医療機関	感染対策を実施した後、同一病棟（機関）で発症者（目安 10 名以上）又は因果関係が否定できない死亡者が確認された場合	○ 医療機関等における院内感染対策について（平成 26 年 12 月 19 日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）
共通事項	感染症等発生時早期（疑いを含む。）に、拡大防止のために保健所の指導が必要と管理者等が認めた場合	○ 府独自規定

3 公表に関する指導の基準

(1) 公表の目的

多数の者が利用する施設で集団感染が発生した場合、施設が主体的に府民等に対して面会制限等施設内の感染拡大防止を周知・徹底するとともに、感染についての注意喚起を行うことにより、感染の拡大を防止することを目的とする。

(2) 公表の基準

公表の基準は次のいずれかに該当する場合とする。

なお、公表に当たっては、保健所長が、感染症対策の観点から施設の状況や地域の事情を考慮し、必要な指示等を行うものとする。

- ① 施設内感染若しくは院内感染（疑いを含む。）による死亡者が報告された場合
- ② 介護施設・福祉施設については、感染対策を講じ、保健所への報告後に、重篤な患者を含む新たな発症者が概ね 10 名（目安：累計概ね 20 名）又は全利用者の概ね半数以上報告された場合
- ③ 通所系介護施設・福祉施設については、感染拡大防止のための事業休止を行った場合
- ④ 医療施設については、感染対策を講じた後に、累計概ね 20 名以上の患者が発生した場合
- ⑤ ①～④にかかわらず、病原体の種類や感染力、感染の規模等を総合的に判断し公表が必要とした場合、又はその他社会的に影響が大きいと判断し公表が必要とした場合

(3) 公表の考え方

ア 施設が公表する場合の考え方

- ・ 施設が、集団発生した早い段階において主体的に正確な情報を提供し、早期に適切な対応を講じていることを府民に認識していただくことで、無用な不安を解消し、施設への信頼を高めることができる。
- ・ 公表に当たっては、保健所が施設にその趣旨を丁寧に説明し、罰則や告発として行うものではないことを理解いただき、適切な時期に施設が主体的に公表するよう助言する。

イ 京都府が公表する場合の考え方

上記について施設が対応しない場合であって、感染の拡大が依然認められると判断した場合は、施設名、所在地、施設種別、患者数等を公表する。

なお、施設には事前に内容等を伝達する。

「施設内における集団感染症発生時の報告・公表の基準」施設用Q & A

京 都 府
平成29年12月12日
〔一部改正 平成31年4月12日〕

1 目的に関すること

Q 1 なぜ報告・公表の基準が必要なのですか。（共通）

A 1 社会福祉施設や医療施設などの施設内で感染症による集団感染等が発生した場合、発生施設が早期にその事実を明らかにすることで、施設利用者等への感染拡大防止のための注意喚起だけでなく地域住民に対する予防行動の徹底にも資すると考えており、感染症対策の観点から極めて重要であるとともに、施設への信頼にも繋がるものと期待されます。

また、施設利用者等の不安解消のほか、不正確な情報による風評被害の未然防止にも資するものと考えており、そのためには早期に正確な情報を府民に提供することが重要であることから、今回、報告・公表の基準を示すものです。

**Q 2 公表によって住民の不安をあとおり、施設の信頼が失墜する恐れがありませんか。
また、マスコミの報道により、施設が風評被害を受けることはありませんか。
（共通）**

A 2 施設が早期に事実を正確に公表し、施設の対応について透明性を確保するとともに、適切な措置を講じていることを地域住民に伝え、理解していただくことが、風評被害の防止や施設への信頼に繋がると考えています。近年、医療機関で発生したノロウイルス集団感染について、公表の遅れにより施設や行政の姿勢が問われた事例は記憶に新しいところであり、今回、基準を定め周知を図るものです。

**Q 3 施設名を公表することが、感染拡大防止の有効な手段になるのでしょうか。
（共通）**

A 3 公表を通じて、施設への訪問者等の適切な予防行動等に繋げることが公表の目的のひとつです。

2 適用範囲に関すること

Q 4 この基準は、京都市内の施設についても適用されるものですか。（共通）

A 4 京都市内の施設は京都市が指導監督権限を有し、報告・公表のルールについても、京都市が基準を設けて運用されていることから、京都市内の施設は対象外となります。

Q 5 この基準が適用される施設には、具体的にどのようなものがありますか。
（共通）

A 5 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け厚生労働省健康局長等通知）の別紙に掲げる施設及び病院・診療所（以下「医療機関」という。）が対象となります。なお、同通知の発出以降に、新たに規定された下記の施設も対象となります。

【介護・老人福祉関係施設等】

- サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホームとして考える。）

【児童・婦人関係施設等】

- 認定こども園
- 児童心理治療施設

（関係法令改正により「情緒障害児短期治療施設」が名称変更）

【障害者関係施設】

障害者関係施設については関係法令の改正により、同通知の別紙に代わり、次の事業所分類となっています。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総

合支援法）に基づく次の施設及び事業所

- ・ 障害者支援施設
- ・ 療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助の各事業を行う事業所（障害福祉サービス事業所）
- ・ 地域生活支援センター及び福祉ホーム

○ 児童福祉法に基づく次の施設及び事業所

- ・ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの各事業を行う事業所
- ・ 障害児入所施設

※ 関係法令等の改正に合わせて、適宜加除修正の可能性あります。

Q 6 この基準が適用される感染症には、具体的にどのようなものがありますか。
（共通）

A 6 全数届出の疾患以外の定点医療機関からの届出による5類感染症、例えば、インフルエンザ、感染性胃腸炎をはじめ、RSウイルス感染症、手足口病、伝染性紅斑等が想定されます。

3 報告の基準に関すること

Q 7 基準に患者数が示されていますが、施設の入所者や医療機関の入院患者以外に職員も含めて計上するのですか。（共通）

A 7 多くの場合、職員は自宅から施設等に通勤していることから自宅や通勤途上で感染等同一の感染経路ではないケースも想定されます。しかし、業務等で施設内を往来することの多い職員が感染の媒体となることもあるため、職員も含めて計上します。（厚生労働省結核感染症課）

Q 8 医療機関における報告の基準において、感染対策を実施する集団の考え方を教えてください。

A 8 院内感染のアウトブレイクについては、「医療機関における院内感染対策について（平成26年12月19日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）」において、「一定期間内に、同一病棟や同一医療機関といった一定の場所で発生した院内感染の集積が通常よりも高い状態のことである」とされており、この場合の考え方は以下のとおりとします。

<一定期間の考え方>

画一的に1週間等の期間を設けるものではなく、患者の発生状況から一連の集団感染であると判断できる期間とする。

例えば、最後の患者の感染性消失後、当該原因病原体の潜伏期間の2倍の日数が経過した後の患者の発生については、新たな集団とするなど疾病の特性を踏まえて判断してください。

<一定の場所の考え方>

構造や患者、医師・看護師等の導線、感染経路等を考慮して集団の範囲を決定する。

例えば、病棟や看護単位が別であっても、次のような場合は、同一の集団と考える必要がある。

- ① ナースステーションが一つであり、病棟間でスタッフの行き来がある場合
- ② 昼間は独立した看護単位であっても、夜間は一体的な看護体制となる場合

4 公表の基準に関すること

Q 9 通所系介護施設・福祉施設については、感染拡大防止のための事業休止を行った場合を公表の基準としていますが、介護施設等では、少数の患者発生で予防的に閉鎖する施設もあり、一方、保育施設では事業を休止することそのものがまれですが、実態を考慮した運用方法について教えてください。

A 9 通所系施設の実態を考慮すると、小規模施設において、感染拡大防止のためではなく、予防的に事業を休止する場合等もありますので、施設での対応状況や感染拡大の可能性を考慮して公表の要否を判断することが必要です。

Q 1 0 公表の基準について、一連の感染症事案かどうかの判断に当たっての考え方を教えてください。(共通)

A 1 0 感染症の潜伏期間、患者集団、症状等に応じて関連性を精査する必要がありますので、感染症対策を講じた後に患者が発生するまでの間隔や発生状況等を考慮して総合的に判断してください。

なお、医療機関については、「医療機関における院内感染対策について」(平成26年12月19日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)において、「院内感染のアウトブレイクとは、一定期間内に、同一病棟や同一医療機関といった一定の場所で発生した院内感染の集積が通常よりも高い状態のことである」とされており、この場合の考え方は報告の基準に準じます。(Q & A 8 参照)

Q 1 1 基準を適用する場合の目安として患者数が示されていますが、施設の入所者や医療機関の入院患者以外に職員も含めて計上するのですか。(共通)

A 1 1 報告の基準に準じます。

Q 1 2 京都府が公表する場合、どこが主体となるのですか。(共通)

A 1 2 地域の感染症対策に当たっては、保健所長が3(2)の各事項を勘案の上、感染拡大防止の観点から施設の状況や地域の事情を考慮し、必要な指示等を行います。その上で、総合的な観点から公表が必要と判断した場合は、保健所が公表の主体となります。

5 その他

Q 1 3 施設及び医療機関のホームページのみに掲載することで、公表したものとみなされますか。(共通)

A 1 3 公表の主旨から考えて、より多くの地域住民に情報が提供され、共有されることが求められることから、府振興局の記者クラブへの報道資料の配付を公表の基本とします。なお、併せて施設のホームページを活用して公表するなど、きめ細かな対応をお願いします。

Q 1 4 資料提供先、資料提供の方法、公表内容等について保健所に相談してよいでしょうか。（共通）

A 1 4 感染対策に関することと併せて、適切な公表の時期や内容等も含め、保健所が施設等を支援します。

Q 1 5 公表資料に記載すべき内容について教えてください。（共通）

A 1 5 注意喚起、施設利用者の不安解消等の公表の目的に照らし、正確な発生状況に加え、施設が適切な感染防止対策を講じていることがわかるようを記載してください。

具体的には、少なくとも次の内容を含むものとします。

- 発症者数（施設利用者及び職員）
- 死亡者がいる場合は、個人情報の保護に留意した上で、概要を記載
- 感染防止対策等の実施状況
（初発の患者から時系列で記載。保健所への報告等も含む。）
- 具体的な感染防止対策の内容。